

○茅野市子育て世帯住宅新築補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の住宅取得を支援し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、茅野市が所有するグリーンヒルズヴィレッジ及び旭ヶ丘住宅団地（以下「分譲住宅地」という。）を取得し、住宅を新築する者に対して補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市が所有する分譲住宅地を取得し、当該土地に自らが居住する目的で住宅を新築した者であること。
- (2) 申請時において、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯又は出産前で母子健康手帳の交付を受けた者がいる世帯に属する者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者がいない世帯に属する者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、住宅新築工事に要する経費（建物に係る部分に限り、外構に係る部分は除く。）であって、申請時に支払済のものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 茅野市内に事業所等を有する法人又は個人の建設業者（以下「市内業者」という。）と契約（住宅新築工事の主たる部分に係る契約をいう。以下この条において同じ。）し、住宅を新築した場合 補助対象経費に100分の10を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。
- (2) 市内業者以外の建設業者と契約し、住宅を新築した場合 補助対象経費に100分の5を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の登記が完了し、かつ、茅野市に住民登録をした後、当該住宅の登記をした年度の末日までに、茅野市子育て世帯住宅新築補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅新築に係る請負契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 建物の登記事項証明書の写し
- (3) 住民票（世帯全員）の写し
- (4) 市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市子育て世帯住宅新築補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、交付決定を受けた日から1箇月以内に茅野市子育て世帯住宅新築補助金交付請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に取得した分譲住宅地における住宅の新築に適用する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和元年5月27日告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第105号)

この告示は、公布の日から施行する。